

国民健康保険特別会計 令和8年度当初予算の概要【歳入】

内 容		当初予算額 (単位:千円)	説 明
国保税		352,446	国保事業に要する費用に充てられるための徴収金です。 ※R4決算395,221千円、R5決算379,102千円、R6決算385,327千円
計		<b>350,144</b>	
現年	医療(現年)	219,553	徴収金のうち医療給付に充てられるものです。
	介護(現年)	30,209	徴収金のうち介護納付金に充てられるものです。対象:第2号被保険者(40歳～65歳未満)
	後期(現年)	90,056	徴収金のうち後期高齢者支援金に充てられるものです。
	子ども(現年)	10,326	徴収金のうち子ども子育て支援金に充てられるものです。
計		2,302	
過年	医療(過年)	1,329	
	介護(過年)	655	前年度までに納付されなかった国保税分です。(滞納繰越分)
	後期(過年)	318	
使用料及び手数料	督促手数料	150	督促状送付に伴うものです。(1件100円)
国庫支出金		2,393	
	国庫補助金 国保関係業務事業費補助金	2393	システム改修に係る補助金です。
県支出金		1,710,677	
	県補助金 保険給付費等交付金(普通)※	1,684,417	市が支出する保険給付に対する交付金です。任意給付(出産・葬祭・結核等)分は除きます。
	保険給付費等交付金(特別)※	26,260	市町村での保健事業関係等に対する交付金です。 【保険者努力支援、特定健診負担金、都道府県繰入金(2号)】
財産収入	基金利子	310	
繰入金		183,629	
一般会計繰入金	保険基盤(保険税分)	65,731	●保険基盤安定制度:低所得者を対象とした保険料(税)軽減相当額を国、県、市が公費で補填する制度です。 国(1/2)、県(1/4)負担金は、保険基盤安定負担金として一般会計に交付されます。
	保険基盤(保険者分)	40,068	
	人件費	21,623	国民健康保険(賦課・徴収・資格・給付)関係職員に係る費用です。
	財政安定化	18,372	国保会計の安定化のために一般会計から繰り入れるものです。
	未就学児均等割保険税	699	未就学児の均等割保険税の減免分を一般会計から繰り入れるものです。(令和4年度施行)
	産前産後保険税	229	産前産後期間の保険税の減免分を一般会計から繰り入れるものです。(令和5年度施行)
計		146,722	※法定繰入分といわれるものです。
基金繰入金		36,907	国民健康保険基金を取り崩し繰り入れるものです。令和6年度末残高 250,735千円
繰越金		1,000	前年度会計からの繰越金です。(令和6年からの繰越54,372千円)
諸収入		12,181	
	延滞金	600	国保税に係るものです。
	雑入(第三者、返納金、指定公費等)	11,581	
合 計		2,262,786	

国民健康保険特別会計 令和8年度当初予算の概要【歳出】

資料 2-1

内 容	当初予算額 (単位:千円)	説 明
総務費	39,892	国民健康保険事業の運営に係る費用です。
総務管理費	35,671	
一般職給与	21,623	国民健康保険(賦課・徴収・資格・給付)関係職員に係る費用です。
会計年度任用職員給与費	3,430	会計年度任用職員報酬等(庶務課算定額)※資格・給付関係
一般管理事業	9,761	事業の運営に係る一般管理費用です。
連合会負担金	857	国保連合会への業務委託のための負担金です。
徴税费	3,783	
徴税事務費	3,783	国民健康保険税の徴収事務に係る費用です。
運営協議会事務費	438	国保運営協議会に係る費用です。(委員報酬など)
保険給付費	1,692,340	保険給付に係る支出金の合計です。 ※○のものは費用の全額を県からの補助金(普通交付金)で賄います。
療養諸費	1,469,020	療養の給付について保険者として負担する額です。
療養給付費○	1,450,000	療養費用(医療・薬剤等)の保険給付です。
療養費○	13,500	柔道整復師、補装具の費用などの保険給付です。
審査支払手数料	5,520	レセプト審査に係る費用です。※審査は国保連合会
高額療養費	215,300	
高額療養費○	215,000	医療費の1か月の自己負担額が限度額を超えた場合に、その超えた額を保険給付(保険者が負担)するものです。
高額介護合算○	300	世帯内の国保加入者について、1年間に「医療」と「介護」の両方に自己負担があり、その額が自己負担限度額を超えた場合、超えた額を保険給付(保険者が負担)するものです。
出産育児一時金	6,500	被保険者の出産に対して給付するものです。1件当たり500,000円(産科医療保障制度に加入していない医療機関での出産や在胎週数22週未満の出産等488,000円)。
葬祭費	1,350	被保険者の死亡に伴い給付するものです。R8から1件50,000円
移送費○	160	緊急的に入院、転院の必要性があつて移送された場合に給付するものです。
結核給付金	10	世帯主が結核による療養の給付を受けた場合に負担する額を給付するものです。
国民健康保険事業費納付金	479,912	【H30制度改正に伴い県に納付するものです。】
医療給付費分	302,002	県が医療給付費等の見込みを立てた上で、公費等の拠出で賄われる部分を除き、市町村ごとに医療給付分、後期支援分、介護納付分について納付金額を決定します。市町村ごとの所得水準と被保険者数・世帯数により配分され医療費水準を反映させます。
後期支援分	124,228	
介護納付金分	41,467	
子ども納付金分	12,215	
保健事業	31,851	
特定健診等	17,641	特定健診・特定保健指導・未受診者対策に係る費用です。対象者:40～74歳
健康増進プログラム	600	医療費抑制のための健康増進、寝たきり予防の推進に関する費用です。
人間ドック	13,610	人間ドック受診に対する助成です。対象者:35歳以上 補助金額:日帰り20,000円 1泊2日25,000円 5歳毎の節目30,000円
基金積立金	310	
諸支出金	18,181	
保険税還付金	2,000	保険税還付金に充てるものです。
還付加算金	100	保険税の還付加算金に充てるものです。
保険給付費等交付償還金	16,081	保険給付費交付金の前年度精算に伴う返還金です。
予備費	300	
合 計	2,262,786	